



平成 23 年 6 月 7 日

各 位

会社名 K F E J A P A N株式会社
(コード番号3061：名証セントレックス)
本社所在地 横浜市港北区新横浜3丁目18番地20
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 原田 隆朗
問合せ先 執行役員 管理統括本部 財務部長 菊池 貴之
電話番号 045-474-1259 (URL <http://www.kfegr.com/>)

当社100%子会社の増資に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 6 日開催の取締役会において、連結子会社（当社 100%出資）である KFE HONG KONG CO., LIMITED（以下「KFE 香港」といいます。）の増資を決定致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. KFE 香港の増資引受の目的

当連結子会社の増資による資金は、KFE 香港の運転資金に充当致します。

当社のコアビジネスである電子部品事業は、リーマンショックの翌年に当たる平成 22 年 3 月期を底として回復基調に入り、平成 24 年 3 月期の需要の回復は更に顕著なものになる見込みであります。このような需要の大きな回復期において、納期遅延問題を引き起こさないためには、前年度比で 0.5 ヶ月相当の在庫増が必要となります。また、当社の顧客は大手日系電機メーカー様が中心ですが、直接の販売先は、それらメーカーの海外工場ならびに外注委託工場等であり、当社は、KFE 香港を通じてこれら顧客等へ製品の販売を行っております。その場合、売上の回収と資材調達資金の支払いに 0.5 ヶ月程度の差異が生じ、かかる回収サイトの差を埋める必要があります。そのため、現状、DBS 銀行が提供するファクタリングを利用しておりますが、当社の全顧客の工場に対しファクタリング取引における与信が与えられているわけではなく、現状の当社の顧客数社の取引に対するファクタリング枠の増加も時間を要するため、資材調達資金としての運転資金が必要となります。従いまして、電子部品事業の売上高の増加に伴う、在庫増と回収サイトの差を埋めるための資材調達資金として、当増資資金を充当する予定です。なお、資材調達を行う主体は KFE 香港であるため、今回の増資は、KFE 香港で行うことと致しました。

なお、この増資の引受により、当社の KFE 香港の保有割合は、100%から 51.9%に低下しますが、当社は、依然として議決権の過半数以上を保有しており、また増資引受者との間で締結した合弁契約書に基づき取締役会の構成員の員数の過半数の指名権を確保しているため、従来どおり、KFE 香港は当社の連結子会社のまま変わりません。

当社は、このような背景のもとで、市場の回復が見込まれる電子部品事業の運転資金等の確保による安定的な会社経営を行うことにより、当社の成長シナリオを再度軌道に乗せたいと考えております。

2. 海外連結子会社（KFE 香港）の概要

- (1) 商号 : KFE HONG KONG CO., LIMITED
- (2) 代表者 : 代表取締役 原田 隆朗
- (3) 所在地 : Unit 1907, 19/F., Miramar Tower, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong
- (4) 設立年月日 : 平成9年9月10日
- (5) 主な事業内容 : 電子部品の卸売り
- (6) 従業員数 : 15名（平成23年3月31日現在）
- (7) 事業年度の末日 : 3月31日
- (8) 資本金の額 : US\$2,700,000.00
- (9) 発行済株式数 : 2,700,000株
- (10) 株主及び所有割合 : 当社100%
- (11) 主な事業所 : Unit 1907, 19/F., Miramar Tower, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

3. 子会社の増資の概要

- (1) 発行株式数 : 2,500,000株
- (2) 発行方法 : 第三者割当
- (3) 発行価額 : 1株につきUS\$1
※発行価額については、平成21年4月1日付同社直近の増資時発行価額と同額に決定致しました。
- (4) 発行価額の総額 : US\$2,500,000.00
- (5) 増資後発行済株式数 : 5,200,000株
- (6) 増資後資本金の総額 : US\$5,200,000.00
- (7) 払込期日 : 平成23年6月8日（予定）
- (8) 割当先 : 株式会社MAインターナショナル 2,500,000株

4. 増資前後の当社所有株式数の状況

- (1) 異動前の所有株式数 : 2,700,000株（所有割合：100.0%）
- (2) 増資による発行新株式数 : 2,500,000株
- (3) 異動後の所有株式数 : 2,700,000株（所有割合：51.9%）

5. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	株式会社MAインターナショナル
(2) 所 在 地	東京都港区六本木3丁目18番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 室谷泰雄
(4) 事 業 内 容	不動産業、投資事業
(5) 資 本 金	99,000千円
(6) 設 立 年 月 日	平成8年7月2日
(7) 発 行 済 株 式 数	1,980株
(8) 決 算 期	5月末
(9) 従 業 員 数	(連結) 社員68人 パート61名

(10) 主要取引先	株式会社メアリー・プロデュース 有限会社カミオカンデ		
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率	福田優二 35.35% 永友 誠 35.35% 村田隆 24.50% 従業員持株会 4.80%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（個別）			
決算期	平成20年5月 (12期)	平成21年5月 (13期)	平成22年5月 (14期)
純資産	740	319	△1,985
総資産	12,465	12,129	12,175
1株当たり純資産(円)	373,773	161,116	△1,002,781
売上高	5,570	275	216
営業利益	342	174	72
経常利益	68	△420	△2,304
当期純利益	65	△421	△2,304
1株当たり当期純利益(円)	33,093	△212,656	△1,163,898
1株当たり配当金(円)	0	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 割当先等に対して行った調査

当社は、株式会社MAインターナショナルから、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。

また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）、割当予定先の関連会社、関連会社の役員、割当予定先の親密企業である株式会社スチール・バン、株式会社スチール・バンの代表取締役であり割当予定先の債権者である静岡順二氏（以下総称して「割当予定先関係者」といいます。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区 代表取締役：古野啓介）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の

報告はありませんでした。

上記のとおり、当社は、割当予定先及び主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。

また株式会社MAインターナショナルは、非公開会社であり公開情報が少ないことから、同社に依頼して、平成20年3月期決算報告書、平成21年3月期決算報告書、平成22年3月期決算報告書、平成23年4月30日付残高試算表（及び勘定科目明細）、同社が保有する不動産登記簿謄本、同社名義の預金通帳の写しを取得し、同社の財務状態について確認をいたしました。

また、株式会社スチール・バンについても、非公開会社であり公開情報が少ないことから、同様に依頼を行い、同社の定款、登記簿謄本、平成23年2月28日以降の銀行通帳、直近の事業年度末である平成22年12月期確定申告書及び決算報告書を手に入し内容を精査するとともに、株式会社スチール・バンの代表取締役である静岡順二氏から直接ヒアリングを行い、同社の財務内容及び同社に対する貸付先との交渉状況を確認いたしました。

かかる調査の結果当社が把握した株式会社MAインターナショナル及び株式会社スチール・バンの実態については、下記、(3) 割当先を選定した理由をご参照下さい。

(3) 割当先を選定した理由

当社は、平成22年6月10日付KFE JAPAN株式会社第7回新株予約権（割当先：Oak キャピタル株式会社 住所：東京都港区 代表取締役：竹井 博康）を発行し、これによる資金調達を行うことを見込んでおりました。しかしながら、平成22年6月10日付同新株予約権発行以降、当社株式の株価が低位に推移していることから、当該新株予約権の行使価額（1株につき18,100円）と当該時期の当社株価に大きく乖離が生じ、その結果、当初に予定していた同新株予約権行使による資金調達が進展しておりません。現状といたしましては調達予定資金約403百万円のうち、実際に行使が行われた行使価額の合計は、約51百万円です。

この間、同新株予約権の引受先様に、当社状況を逐次ご説明申し上げ、継続的に同新株予約権の行使のご検討の依頼を行ってまいりましたが、現在の当社株価の推移状況を考えますと、近々の同新株予約権の行使は難しく、新規事業の継続性の確保の解消に至っておりません。そこで、当社のおかれているこれらの課題と当社の事業戦略を理解いただき、早急に対応いただける投資家を模索し、証券会社等から斡旋を受けて複数の有力先と接触を重ねてまいりました。特に、今回の資金調達に関しては、当社の経営環境経営方針及び事業戦略を理解していただき、当社の企業価値を高め、既存株主様にとっても歓迎されうる候補先、または事業シナジーの見込める事業パートナーに対して第三者割当による増資を行うことを検討してまいりました。

こうした中、割当予定先である株式会社MAインターナショナルから、当社グループの経営理念や今後の事業計画、将来的な目標に対して一定の評価をした上で、当社グループに対して資金を投下していただけるとの意思表示をいただきました。こうした経緯を踏まえ、当社の今後の事業戦略を理解いただき、当社の企業価値を高めうる投資家として、株式会社MAインターナショナルをKFE 香港の割当予定先として選定いたしました。

株式会社MAインターナショナルは、ファイナンシャル・アドバイザー業務（投資家の候補先の紹介及び当該候補先との調整等）を提供している株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー（東京都港区 代表取締役 野口 真人）より紹介を受けた株式会社であり、主としては不動産賃貸業を営む企業であります。株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーからの今回の増資案件に関する具体的なお紹介は、平成23年3月下旬に行われ、当社代表取締役である原田隆朗が、割当先である株式会社MAインターナショナルの代表取締役である室谷泰雄氏及び加藤紀誠氏と面談をいたしました。また、同時期に、同社の支援企業である株式会社スチ

ール・バンの代表取締役である静間順二氏とも面談を行いました。

そして、平成23年5月上旬以降、増資案件についての具体的な方針等を検討するため、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー、株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区、代表取締役 野口真人）及び当社の顧問法律事務所である三井法律事務所（東京都港区、弁護士 熊谷 真喜）を含めた打合せを重ねてまいりました。

なお、株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザーとの接触経緯につきましては平成22年6月下旬に複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進める過程において、ファイナンスについて豊富な知識と経験を保有するアドバイザーの必要性を認識しておりましたところ、以前から当社と交流のある、むさし証券会社（住所：埼玉県さいたま市 取締役社長 小高 富士夫）との定期的な情報交換の中で紹介を受けたものであります。

株式会社MAインターナショナルからは、当社の将来事業戦略、財務内容及び資金需要等をご理解いただいたうえで、今回のKFE 香港に対する資金調達のご提案をいただきました。かかる提案を受け、取締役会による協議を重ねた結果、当社の資金需要状況及び資金使途の時期を踏まえた機動的な資金調達等の観点から、当社の事業計画を推進し当社の企業価値を高めるのに必要な支援が期待できると判断し、株式会社MAインターナショナルを割当予定先とすることにつき継続的な検討・調整を行ってまいりました。

今回、当社が株式会社MAインターナショナルを割当予定先に選定した理由としては、当社の経営理念や今後の事業計画、将来的な目標に対して一定の評価をしていただいた上で、当社の経営課題に対してもご理解いただいたことが挙げられます。特に、香港に主たるコア事業の拠点を有し、アジアにおいて幅広い事業ネットワークを有する当社の経営環境に対し同社から十分な評価をいただいた上で、今後のアジア圏における顧客の拡大等の潜在的な需要の開拓に関しても十分にご理解、ご認識をいただいております。その点からも今後、当社のニーズを満たしていただける割当先であると判断いたしました。

株式会社MAインターナショナルは、上記のとおり、主に不動産売買及び不動産賃貸業を営んでおり、東京都港区元麻布に所有している土地等不動産を結婚式事業及びレストラン運営事業者に賃貸することによる賃貸料収入などが、現在の主たる収益となっています。また、同社は、不動産開発事業関連において人脈が豊富であり、不動産業界におけるネットワークを有しており、当社グループが環境関連の事業を推進する上で大きなメリットがもたらされることが期待されます。その一例として、株式会社MAインターナショナルが東京都港区元麻布に保有する結婚式場及び同社の取引先である北海道札幌市の結婚式場に、当社ハイブリッド型発電装置（電池付）を早期に導入いただける予定です。

なお、株式会社MAインターナショナルは、株式会社スチール・バン（代表取締役 静間順二）からの支援を受けております。株式会社スチール・バンは、割当予定先とは資本関係こそありませんが、割当予定先に対し多額の貸付けを行っており、有形無形の支援を行っていることから、当社は、上記（2）に記載のとおり、割当予定先と同様に、株式会社スチール・バンに対しても、その実態の調査を行いました。

次に、株式会社MAインターナショナルの財務状態ですが、同社の借入金のうち一部は、金融機関2社からの長期借入金であり、保有する東京都港区元麻布の土地に結婚式披露宴会場、教会、事務棟等を建築するための資金としての借入金です。これについては、現在に至るまで、利払いともに一切滞っておらず、期限の利益の喪失事由も一切生じていません。その他の借入金は、すべて、株式会社スチール・バン又は株式会社スチール・バン代表取締役静間順二氏からの借入金です。これについては、両名から株式会社MAインターナショナルに対して回収のために強制執

行その他の法的手段はとらない旨の表明がなされております。これらを踏まえ、当社は、株式会社MAインターナショナルが債権者から近々に法的手続きその他をとられるおそれはないと判断いたしました。また、今般の増資に対する株式会社MAインターナショナルの払込金は、保有不動産の売却益を原資とするものであり、新たに金融機関等から借り入れられたものではないことを、確認しております。

また、当社は、株式会社スチール・バンの財務状態についても、同様に、調査・確認を行いました。株式会社スチール・バンは、その負担する債務の債権者とはすでに債務免除をも視野にいれた交渉を行っているとのことであり、当社は、同社が破綻しこれにより割当予定先の財務状況が悪化するおそれはないと判断いたしました。

このように、財務状態及び株式会社MAインターナショナルが保有する東京都港区元麻布の不動産の価値、そこで運営されている結婚式場の経営状態、株式会社MAインターナショナル及び株式会社スチール・バンの関係を精査した結果、当社としては、株式会社MAインターナショナルは、連結子会社増資の割当先予定先として十分な資力を有していると判断いたしました。

なお、本増資における合弁契約書上、株式会社MAインターナショナルは、その保有するKFE香港の株式等については、合弁契約に別段の定めがある場合及び事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分（KFE香港に対する譲渡承認請求を含む。以下「処分等」という。）を行わないものとする旨の株式の譲渡制限の文言が付されております。

また、株式会社MAインターナショナル及び株式会社スチール・バンによる、過去における投資実績は、以下の通りです。平成20年3月以降、株式会社MAインターナショナルは、上場企業3社の株式を一定数保有していたという報告を受けておりますが、現時点においてそのうち2銘柄は既に証券市場にて売却済みであり保有しておらず、現在、当該投資先及びその関係者との関係は一切ないとの説明を受けております。他方、そのうち1銘柄については、現時点においても保有しているとの説明を受けております。平成20年頃に、株式会社スチール・バンは上場企業4社の株式を一定数保有していたという報告を受けておりますが、現時点においてそれら全銘柄は既に証券市場にて売却済みであり保有しておらず、現在、当該投資先及びその関係者との関係は一切ないとの説明を受けております。

（４）割当先の保有方針

連結子会社増資の割当予定先である株式会社MAインターナショナルからは、KFE香港株式を、今回の増資の引受に伴う大株主としての責任及び事業の成長性を勘案しながら中長期保有する方針である旨の意向をいただいております。

（５）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有していることを表明及び保証した書面を受領しており、本新株式の払込みに要する財産を保持することを約する旨の方針表明書を受領しております。

なお、当社は割当予定先より平成23年5月16日に、銀行残高証明書（平成23年5月13日現在）を入手し、同社の預金残高が555百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

また、当社は、割当予定先の銀行預金口座の通帳、直近3年分の事業報告書及び当事業年度の試算表（平成23年4月末日現在）及び直近3年分の税務申告書を直接確認し、その控えを入手しております。これにより、当社は、割当予定先の上記預金残高が同社の自己資金であることの確

信を得ております。同時に同社より、最近の財産状態及び資金状況を確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当予定先が連結子会社増資の引き受けに要する資金を有しているものと判断いたしました。

6. 今後の見通し

当該事象が平成 24 年 3 月期の当社業績に与える影響は判明次第お知らせ致します。

以上